

(証券コード 5015)
2023年3月3日
(電子提供措置の開始日2023年3月1日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビーピー・カストロール株式会社
代表取締役社長 平 川 雅 規

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.bpcastrol.com>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主さまのご自身の健康状態をご考慮いただき、ご来場についてご検討をお願い申し上げます。

なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年3月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 文化施設棟地下1階 ゲートシティホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第46期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状とともに、議決権行使書または本人確認が可能な書面を当社にご提出ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。

（新型コロナウイルス感染防止への対応について）

新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年3月23日(木曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年3月22日(水曜日)
午後5時到着

インターネット



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2023年3月22日(水曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

行使期限

2023年3月22日（水曜日）午後5時まで



パソコンをご利用の方

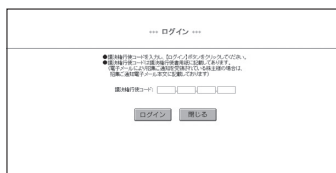
1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

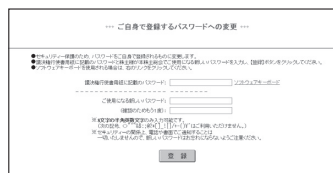
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

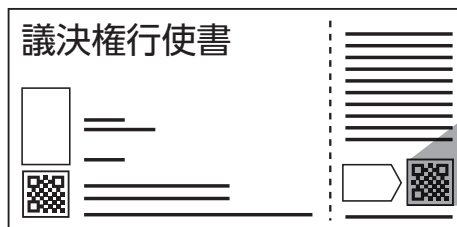


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシ「スマート行使をご利用ください」をご覧ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益還元策に関しましては、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリー・キャッシュ・フローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期業績を勘案した上で株主の皆様への利益還元策は重要課題の一つであるという認識を踏まえ、2022年5月に公表しましたとおり1株当たり23円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 23円 総額 528,027,445円

なお、中間配当金として23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき46円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	こいし たかゆき 小石 孝之 (1959年12月7日生)	1990年7月 S.C.ジョンソン社コンシューマー事業部マーケティング・プロダクト・マネジャー 1993年7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マーケティング・マネジャー 1995年3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ダイレクター 1997年3月 スミスライン・ピーチャム社入社セールス・ダイレクター 2002年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カスタロール事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネジャー 2003年1月 同社カスタロール事業部門セールス&マーケティング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長（現任） 2005年1月 当社専務取締役 2006年3月 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長（現任） 2007年8月 当社代表取締役専務営業本部長 2008年3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 2011年1月 当社代表取締役社長 2022年3月 当社代表取締役会長（現任）	30百株
《取締役候補者とした理由》			
小石孝之氏は、2005年に当社専務取締役（現代表取締役会長）に就任し、培ってきた国内自動車潤滑油業界での豊富な経験と幅広い見識及び経営全般に関する知見を当社経営及び営業活動に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">ひらかわ まさのり 平川 雅規 (1971年12月15日生)</p>	<p>1994年 4月 エッソ石油株式会社入社 2002年12月 エッソ・タイランド (タイ) 出向シニアビジネスアナリスト 2005年 3月 エクソンモービル・フューエルズマーケティングカンパニー (アメリカ) 出向グローバルプランニング・アドバイザー 2010年 9月 エクソンモービル・アジアパシフィック (シンガポール) 出向アジアパシフィック・コマースャルビークルセールスマネジャー 2012年 6月 E MGマーケティング合同会社燃料油販売本部東京第一支店長 2014年 3月 東燃ゼネラル石油株式会社オフサイトビジネス・チームリーダー (和歌山製油所) 2015年11月 同社化学品本部企画管理部長 2017年 3月 当社入社サプライチェーン部長 2018年 3月 当社取締役サプライチェーン部長 2019年 3月 当社取締役副社長兼サプライチェーン部長 2020年 2月 当社取締役副社長 2021年 3月 当社代表取締役副社長 2022年 3月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	10百株
<p>《取締役候補者とした理由》 平川雅規氏は、2018年に当社取締役に就任し、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし、2021年には代表取締役副社長 (現代表取締役社長) に就任後は、経営全般及びbpグループのガイダンスの提供や戦略の調整にも深く関与し、当社の企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役候補者としたしております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わたなべ かつみ 渡辺 克己 (1964年1月6日生)	1996年3月 カストロール株式会社入社 2000年4月 同社経理部予算管理課長 2002年7月 ビー・ピー・ジャパン株式会社パフォーマンス コントローラー 2004年8月 同社パフォーマンスレポート＆フォーキ ャスティングマネジャー 2007年3月 当社コントロールチームコントローラー 2011年3月 当社財務経理部長 2014年3月 当社取締役財務経理部長 (現任)	10百株
	《取締役候補者とした理由》 渡辺克己氏は、2014年に当社取締役に就任し、財務・会計・予算統制分野における豊富な業務経験と経営・管理に関する知見を当社経営に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。		
4	たつかわ ひでこ 達川 英子 (1968年4月27日生)	1991年4月 株式会社東京銀行 資本市場第二部 2001年5月 プライスウォーターハウスクーパース 2003年10月 同社マネジャー 2013年7月 株式会社QVCジャパン人事部 HRビジネスパート ナーチーム ディレクター 2017年7月 ライカマイクロシステムズ株式会社 人事総務 部 部長 2019年9月 デロイトトーマツ人材機構株式会社 マネージ ングディレクター 2020年6月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリ ー合同会社 マネージングディレクター 2021年2月 当社入社HRマネジャー 2021年3月 当社取締役 2021年4月 ビーピー・ジャパン株式会社取締役 (現任) 2021年7月 当社取締役人事総務部長 (現任)	一百株
	《取締役候補者とした理由》 達川英子氏は、2021年に当社取締役に就任し、長年の人事コンサルティング会社や外資系企業等で人事部門の要職を務めた豊富な経験と見識を活かし当社の企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役候補者としたしております。		

- (注) 1. 達川英子氏の戸籍上の氏名は、水吉英子であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、各取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以上

(ご参考)

取締役候補者の選任方針及び手続き

当社の取締役会の人数は、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために、必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定されます。

取締役候補者を決定するに際しては、当社が属する業種・業態において、経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社の業種・業態に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、当社の経営ビジョン実現に貢献することができる知識・能力・経験を有した幅広い多様な人材の中から取締役会で決定するものとします。

- (1) 取締役として相応しい人格、見識及び高い倫理観を有し、企業経営及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
- (2) 当社が属する業種・業態の事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- (3) ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を持つ者。

役員構成（予定）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、進行中の中期経営計画の実現に向けて当社の取締役期待される主要なスキルは以下のとおりとなります。

地 位	氏 名	取締役の主なスキル												
		社外取締役	独立役員	企業経営	ガバナンス	財務会計	人事労務	営業・マーケティング	技術・品質	国際経験	業界知見	ダイバーシティ	イノベーション	サステナビリティ
代表取締役会長	小石 孝之			●	●			●			●		●	
代表取締役社長	平川 雅規			●	●			●	●	●	●		●	●
取締役	渡辺 克己				●	●								
取締役	達川 英子				●		●					●		
取締役（監査等委員）	栗井 佐知子	○	○	●	●			●		●		●		
取締役（監査等委員）	松竹 直喜	○	○		●	●								
取締役（監査等委員）	望月 文夫	○	○		●	●								

事業報告

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍3年を経たウィズコロナの下、各種政策の効果もあり、景気回復の兆しが見えてまいりました。個人消費も緩やかに持ち直しているものの、資源価格や円安による輸入品価格の高騰により様々な物品の値上げラッシュが続き、消費マインドは弱い動きになっております。

海外経済につきましても、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化によるエネルギー価格高騰を要因としたインフレ圧力の高まりと、それを受けた欧米諸国の金融引締めなどにより景気減速に対する警戒感が強まりました。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車及び軽自動車引き続き消費者からの根強い支持を集めております。一方、2022年の新車販売台数は420万台と1977年以來、45年ぶりの低水準になりました。これは世界的な半導体不足が長引いたことが影響し、厳しい経営環境が続いております。

原油価格に関しましても、年後半には値下がり傾向に転じたものの通年でも昨年比で4割上昇となり、また一方ではOPECプラスで11月から減産の決定をするなど、先行きは不透明に推移しております。

このような市場環境の下、自動車潤滑油ビジネスにおいては、主力ブランドを強化するため、コンシューマーチャンネルにおいては6万キロ以上の走行歴でも最適なエンジン・パフォーマンスを維持する高走行距離車向けエンジンオイル、ディーラーチャンネルにおいては最新の省燃費車に合わせた超低粘度エンジンオイルをそれぞれ発売いたしました。販促面では、需要期におけるプロモーションの実施及び各チャンネル・各店舗のニーズに合わせた施策の実施、そして継続的なeコマースへの拡販を実践してまいりました。

また、bpグループが提唱する2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする“カーボンニュートラル”のコンセプトを訴求し、当社の中期経営計画においてSDGsの環境問題への貢献として複数の重要課題に取り組んでおります。

さらに潤滑油以外でも、特にエンジン内部を手軽に洗浄できる「エンジンシャンプー」の訴求を展開し、購入単価向上とともに、ソーシャルメディアの活用・他ブランドとの協業により、購入者の拡大を促進いたしました。

一方、中長期的に持続可能かつ競争力ある事業を行うための新たな組織の下、デジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化を推進いたしました。

成熟した市場環境の中、高付加価値ブランドの拡大と新しい需要の創出を促進することで、当社ビジネスの継続的な成長を目指してまいります。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は11,188百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は869百万円（前年同期比61.1%減）、経常利益は941百万円（前年同期比58.6%減）、当期純利益は572百万円（前年同期比63.0%減）となりました。

事業別	売上高	構成比
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	11,188百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

会社を取り巻く状況は、ウィズコロナ経済の先行きや金融資本市場の動向など、世界経済及び日本経済を下振れさせるリスクが引き続き懸念されています。そして、原油をはじめとするエネルギー・資源価格の上昇と高止まりが、国内経済の回復基調や企業収益に悪影響を及ぼす可能性も指摘されています。

自動車用潤滑油市場全体としては、ハイブリッド車の普及と電気自動車の台頭もあり、新たな需要の押し上げ要因は見当たらず、引き続き売上数量・売上高は減少傾向が継続すると予測しております。

この成熟化した市場において、中期経営計画（2022-2026）の5つの戦略のもと、当社の強みを生かしながら長期的な信頼と価値を築きつつ、新たなカテゴリーへの挑戦も含めて事業ポートフォリオを拡大・再構築することにより収益基盤の更なる強化を目指します。

また、持続可能で豊かな社会の実現に貢献するためにSDGsで示された社会課題解決に向けての取り組みからもたらされる既存の枠を超えた事業機会の創出や事業成長により、持続的に企業価値を向上し、更なる飛躍に向けて次のA～Eの5つの経営・事業戦略領域において礎を築いてまいります。

- A. コアビジネスの強化
- B. ポートフォリオの最適化
- C. 新規ビジネス開発
- D. 脱炭素化とデジタル化
- E. 成長基盤の強化

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		第43期	第44期	第45期	(当期)第46期
売 上 高 (百万円)		12,534	10,829	11,091	11,188
経 常 利 益 (百万円)		2,552	2,448	2,274	941
当 期 純 利 益 (百万円)		1,697	1,558	1,547	572
1 株当たり当期純利益 (円)		73.93	67.86	67.42	24.93
純 資 産 (百万円)		11,025	10,969	10,932	10,083
総 資 産 (百万円)		13,875	13,857	13,569	12,748

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社はビーピー・ピーエルシーであり、その子会社であるカストロール・リミテッド、カストロール・リミテッドの子会社であるティー・ジェイ株式会社を通じて、当社の株式を間接的に14,896千株（株式所有比率64.8%、議決権所有比率64.9%）保有いたしております。

当社は、ビーピー・ピーエルシーとbpブランド製品の商標に関する「Lubricant Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとCastrol及びbpブランド製品の商標・製造・販売に関する「Lubricant Intellectual Property and Technology License Agreement（ライセンス契約）」を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウ提供及び資金管理・人事管理・能力開発ツールなどを含む業務支援サービスを主軸とした包括的サービス契約（Global Cost Contribution Amendment Agreement）、並びにITサポートに関するサービス契約（Global Digital & Communications Technology Agreement）を締結しており、契約に定めた業務委託料を支払っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ロイヤリティについては、世界的なブランド力と技術力に対する対価として一般的な市場でのレンジを参考に価格交渉のうえ、その他の取引については取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも適切な意見を得ながら、支配株主との取引に関する東京証券取引所が定めるルールに準拠した上で、当社独自の経営思想のもと取締役会における多面的な議論を経て当社及び少数株主の利益を害さないよう決定しております。

事業運営に関しましては、日本の自動車用潤滑油市場においてbpグループのブランド商品の販売を一手に引き受け、当社独自に策定した経営方針や事業計画に基づき、独立した上場企業として経営及び事業にあたっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当する事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	Castrolブランド : Magnatecシリーズ Transmaxシリーズ EDGEシリーズ bpブランド : Vervisシリーズ Super Vシリーズ

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	大阪オフィス	大阪市淀川区
札幌オフィス	札幌市中央区	広島オフィス	広島市中区
仙台オフィス	仙台市宮城野区	福岡オフィス	福岡市中央区
名古屋オフィス	名古屋市港区		

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
91名 (18名)	5名減 (2名減)	46.4歳	14.5年

(注) 臨時従業員数は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,957,715株 (自己株式17,474株を除きます。)
- (3) 株主数 10,227名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
カ ス ト ロ ー ル ・ リ ミ テ ッ ド	12,234,273 株	53.29 %
テ ィ ー ・ ジ ェ イ 株 式 会 社	2,661,748	11.59
日 本 自 動 車 整 備 商 工 組 合 連 合 会	1,144,512	4.99
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	660,600	2.88
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	135,200	0.59
鈴 木 育 男	110,000	0.48
三 島 泰	101,400	0.44
株 式 会 社 S B I 証 券	59,566	0.26
長 妻 和 男	50,000	0.22
鈴 木 康 友	35,200	0.15

(注) 持株比率は、自己株式17,474株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 石 孝 之	カストロール株式会社代表取締役社長 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	平 川 雅 規	
取 締 役	渡 辺 克 己	財務経理部長
取 締 役	達 川 英 子	人事総務部長 ビーピー・ジャパン株式会社取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	粟 井 佐 知 子	株式会社ADワークスグループ社外取締役 (監査等委員) インフォコム株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 ビズメイツ株式会社社外監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 粟井佐知子氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 望月文夫氏は、税理士の資格を有しており、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を有するものであります。
4. 当社監査等委員会は、選定監査等委員を選定しております。選定監査等委員は、経営会議やその他の重要な会議へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査と連携し必要に応じて当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 粟井佐知子氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役（監査等委員）栗井佐知子氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員を含みます。）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

① 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

a. 決定方針の決定の方法

当社は、2021年3月3日開催の取締役会決議によって方針を定めております。その後、2021年8月24日開催の取締役会において一部見直しを行っております。

b. 個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、配当連動報酬及び親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととしております。

(b) 固定報酬の個人別の報酬額及び業績賞与の決定に関する運用方針

取締役の固定報酬は、取締役の役割等に応じた基本報酬と代表権や役付きなど責任に応じた責任加算給で構成しております。基本給与は、報酬テーブルに基づき決定した個人別の報酬を、役員報酬の算定ガイドラインに基づき個人業績、マーケットデータ、報酬等のコンパレシオ等に応じて前年度基本報酬を一定の範囲で増減させます。責任加算給は、責任別に定められた加算率で基本報酬に加算します。

(c) 配当連動報酬の算定方法に関する方針

配当連動報酬は、当期配当金を、当年度を含む過去3年間の配当金の平均で割った係数及び職位に応じて定めたターゲット（12%を上限とします。）係数を基本報酬に乗じて算定します。

なお、当事業年度における配当連動報酬の算定に用いた係数は0.97でした。

(d) 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬

親会社の選定基準に基づき、bpグループへの貢献が認められた当社の取締役に対して、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式による報酬が支払われます。当社における評価への関与はありません。

(e) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定プロセス

個人別の取締役報酬については、代表取締役会長、取締役人事総務部長、監査等委員会委員長で固定報酬、業績賞与、その他報酬決定に特別に考慮すべき事項、当年度配当連動報酬係数を審議し、個人別取締役報酬金額を代表取締役社長に諮問します。独立社外取締役3名で構成する監査等委員会は、代表取締役社長に諮問する内容を取締役人事総務部長から説明を受け、株主目線など客観的に諮問金額を審議検討し、取締役会に検討結果を報告します。

なお、親会社からのビーピー・ピーエルシー株式報酬は、2019年5月27日付で日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されたことに伴い、取締役の報酬体系に組み入れております。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の金額は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)、監査等委員である取締役の報酬等の金額は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額6千万円以内を限度に算定しております。

なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は4名、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長平川雅規にその決定を委任するものとします。代表取締役社長は、上記①b(e)に基づく個人別諮問の内容及び監査等委員会の審議結果を尊重し決定します。委任しております理由は、会社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野における評価を諮問内容や独立社外取締役の意見と整合させながら判断するのは、代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

なお、株式報酬は、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式会社による報酬が支払われるため、取締役会による決議は行わないことしております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、2022年3月2日の取締役会において、取締役人事総務部長から固定報酬及び変動報酬それぞれの加算額、変動報酬係数など報酬確定に係わる基本的な評価方針の提示を受け、当該方針について審議いたしました。同年3月22日の監査等委員会において、人事総務部長及び監査等委員3名で個人別報酬に関わる評価結果の確認を行った上で、同年3月24日の取締役会において監査等委員会の評価結果の報告がなされ、個人別の取締役報酬の最終決定は代表取締役社長に委任することを決定いたしました。取締役会もその報告を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 取締役の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	69,739	40,950	21,508	7,281	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	966	966	—	—	1
社外取締役（監査等委員）	10,400	10,400	—	—	3

- (注) 1. 上記には2022年3月24日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する支給額を含んでいます。
2. 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬は、当年度に費用計上した報酬金額を表示しております。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役（監査等委員）	栗 井 佐知子	株式会社ADワークスグループ社外取締役（監査等委員） インフォコム株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 ビズメイツ株式会社社外監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授

(注) 上記の重要な兼職先に記載している社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	栗 井 佐知子	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会15回のうち15回に出席し、主に企業経営の経験と知見及び上場会社の監査等委員としての経験から適宜発言を行っております。経営から独立し客観的な立場でコーポレート・ガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会19回のうち19回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレート・ガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会19回のうち19回に出席し、主に税理士及び経営管理の専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレート・ガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。

(注) 取締役（監査等委員）栗井佐知子氏は、2022年3月24日付で当社の取締役（監査等委員）に就任しましたため、就任後の開催数及び出席回数を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 32百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容の適正性、妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適正性の検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

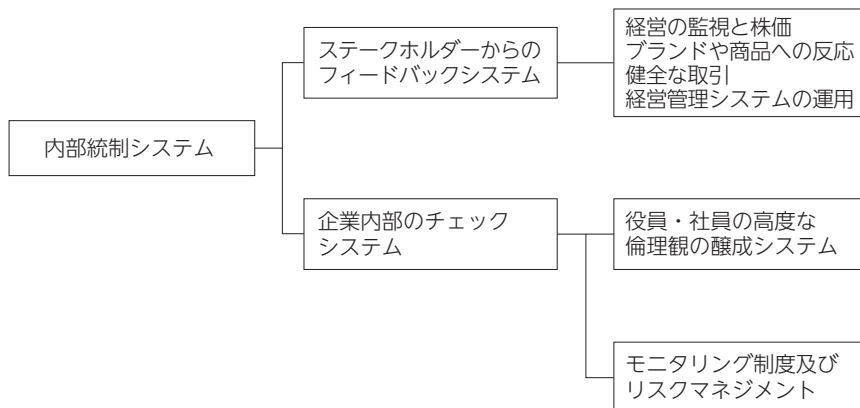
6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制に関する基本方針

当社は、企業統治に関わる基本方針をコーポレート・ガバナンスに関する基本方針として取りまとめ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。その上で、内部統制システムの構築に当たり、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、内部統制システムの運用に関わる役員・社員の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、以下のとおり、「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めております。また、両基本方針は、法令の新設・改変、社会的規範の変化及び社内体制の変化等に対応すべく、必要に応じて取締役会決議により改訂いたします。

① 基本フレームワーク

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に依拠し、その充実に向けて内部統制システムを構築しております。当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



② ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

③ 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「bp行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係する全ての人に有益な結果をもたらすからです。「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。

「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則に基づいており、内部統制システムの基盤として位置づけるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、「bp行動規範」及び「HSSE基準」の浸透に努めております。

④ モニタリング制度及びリスクマネジメント

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

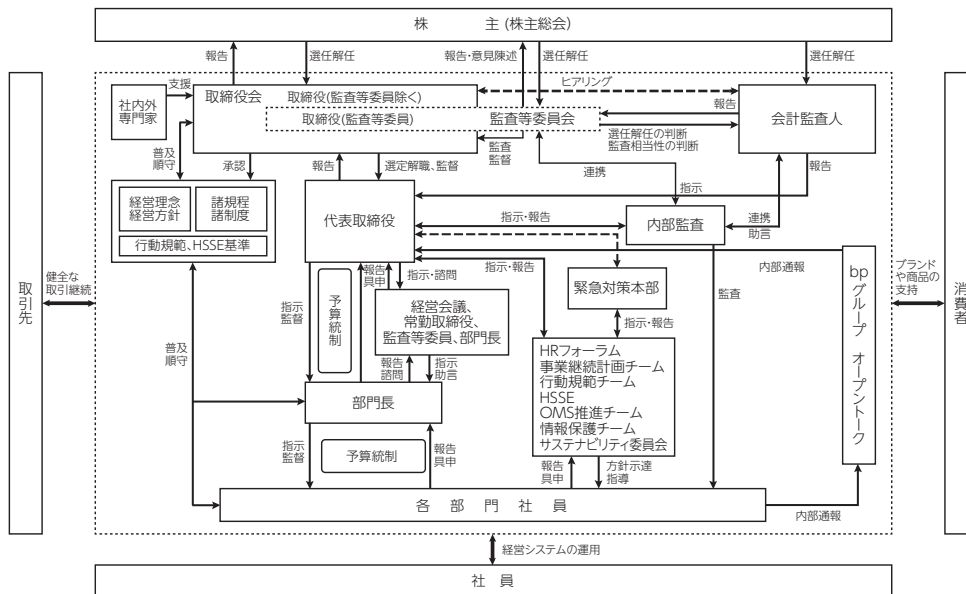
⑤ 効率的な制度

当社は、少数精鋭での効率的な経営を目指しており、また、当社の親会社であるビーピー・ピーエルシーは英国及び米国の株式市場に上場していることから、国際基準に合致した内部統制システムを運用しており、この国際基準レベルにあるbpグループの内部統制システムを有効的に活用し、少人数で効率的な制度の構築・運用を図っております。

⑥ 社外役員及び独立役員

当社は、経営監視機能を強化する観点から、社外役員の招聘が必要となった場合は、「独立性」「企業経営の経験」「企業経営に関する高度な専門知識と経験」を主な条件として、社外役員を選任いたします。各条件の個別運用基準については、社会からの要請、当社の経営環境、ステークホルダーの変遷などの諸事情を勘案し、独立性判断基準に基づき、取締役会及び監査等委員会が判断することとしております。なお、社外役員のうち独立性判断基準を満たす者は、東京証券取引所に独立役員として届け出るものとしております。

⑦ 内部統制システムを含む当社のガバナンス体系



a. 取締役会

取締役会は、定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款で定められた重要事項を決議する他、取締役会規則に基づき付議事項の審議及び重要な報告を行うなど、当社の企業価値が向上するよう意思決定を行います。

また、監査等委員である取締役は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役に対して適宜意見具申を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会に加え必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。

監査等委員会委員長（社外取締役）は、経営会議その他の当社の重要な会議体へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査に同席し内部監査の結果の報告を受け、必要に応じて当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制としております。

c. 経営会議

経営会議は、取締役及び各部門の長を構成員とし、代表取締役社長が議長を務め業務執行上の重要事項の審議及び報告を行っています。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、監査等委員会委員長（社外取締役）がオブザーバーとして出席し、また必要に応じて他の監査等委員も出席します。

d. HRフォーラム（人事委員会）

取締役人事総務部長が議長を務め、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事に関する方針策定や人事全般の仕組みに関する監視機能を担います。

e. インターナル・コントロール(内部監査)

内部監査担当者が、定期的に業務監査を実施し、社内規則の遵守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性の向上を検討している。その結果、関係部署を通じて改善事項の指導を行い、また、改善状況を確認し、経営者に報告、さらに監査等委員との連携をとりながら内部監査を行っています。

f. 事業継続計画チーム

代表取締役社長が議長を務め、HSSEマネジャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「事業継続計画チーム」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

g. 行動規範チーム

bpグループでは、役員・社員（契約社員、派遣社員を含みます。）全員が、例外なく絶対に順守すべき「bp行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っています。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、日常の活動への徹底・浸透を図っています。

h. HSSE

bpグループが掲げる「HSSE基準」、無事故、無災害、環境への無害を目指した考えに基づき、Health（健康）、Safety（安全）、Security（セキュリティ）、Environment（環境）の各分野で、社会的責任を認識し事業を営む地域社会の安全とセキュリティを守ることに取り組みます。特に安全作業の確認の厳格化と社員や取引先の事故防止に注力した活動を行っています。

i. OMS推進チーム

bpグループが推し進めるOMS（オペレーティングマネージメントシステム）を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

j. 情報保護チーム

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、サイバーアンバサダーを主幹として「情報保護チーム」を設置しています。

k. サステナビリティ委員会

担当取締役が委員長を務め、サステナビリティ課題に深く係わる部門の責任者を中心に構成し、中期経営計画で設定した重要事項の課題解決に取り組み、継続的に進捗管理を実施するため設置しています。

(2) 内部統制体制の整備に関する基本方針

① 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

a. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

b. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

(a) 監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。

(b) 当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。

c. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

d. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。
- (b) 監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。
- (c) 内部統制の諸体制についてのモニタリング結果及び会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。

e. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

f. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。

g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- (a) 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
- (b) 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
- (c) 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。

- (d) 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- (e) 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(会社法第399条の13第1項第1号ハ)

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)
 - (a) 役員を含む全社員の行動基準である「bp行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
 - (b) 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
 - (c) 取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
 - (d) 取締役会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。
 - (e) 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
 - (f) 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)
 - (a) 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。

- (b) 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
- (c) 取締役または監査等委員その他の権限を有するものからの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
- (d) 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- (a) 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
- (b) 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画チーム、情報保護チームもリスク管理の重要な活動として位置づけます。
- (c) 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。
- (d) 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

- (a) 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。
- (b) 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。

- (c) 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。
- (d) 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。
- (e) 職務執行に必要なかつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。
- (f) 職務執行に必要な社内外の専門家（bpグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

- (a) 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。
- (b) 人事部門は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、毎期末に全社員に対し順守状況の確認を行い、その結果を人事総務部長に報告します。
- (c) 「行動規範チーム」は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。
- (d) 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

- (a) 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるbpグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。

(b) bpグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

③ 反社会的勢力を排除するための体制

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものとして「bp行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務です。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換ができる体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動規範を制定し、反社会的勢力排除のための体制及び活動をコンプライアンス管理規程に定めています。説明会の実施、小冊子の配布など社員教育等を実施するとともに、新規取引開始に当たっての反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、当社は「特殊暴力防止対策協議会」の会員として活動しています。同協議会は、「警察当局」、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」及び「弁護士会」との連携も深く、定例会の他、各種セミナーの開催、ビデオ等の教育資料の配布、非日常的なアプローチへの有効的なコンサルテーションを提供しており、当社にとっても重要な情報源、ノウハウの取得、非常時の支援を得られる源になっています。同協議会主催の研修会等へ参加することにより、反社会的勢力と特殊暴力の現状と対策について、情報を収集し関係部署で共有しています。

当社の社内体制の整備状況に関しては、次のとおりとします。

(a) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：総務部

不当要求防止責任者：取締役人事総務部長

(b) 外部専門機関との連携状況

当社は、弁護士、特殊暴力防止対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部の専門機関と連携しています。

(c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、「特殊暴力防止対策協議会」の会員として、定例会の他、各種セミナー等に出席し、また、配付されるビデオ等の教育資料を入手する等、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に注力します。

また、反社会的勢力との取引排除のための対策として、株式会社帝国データバンクの提供する「企業検索代行サービス（新聞記事検索代行）」を採用し、当社取引先等が反社会的勢力に関与しているかどうかを確認する体制を構築しています。

(d) 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス管理規程に具体的な体制及び活動を定めるとともに、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」の研修資料から具体的な対応要領を抜粋したものを全社員に配布します。

(e) 研修活動の実施状況

対応統括部署の社員は、定期的に外部専門機関の開催する定例会や各種セミナー等に出席し、社内の教育者として活動します。社内の他部署への研修や情報提供も、管理職研修・新人研修等において、あるいはカスタマー・サポート等関連部署へ必要に応じて、適宜適切に実施します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりです。

取締役会は14回開催し法令に定められた事項や経営に係る重要な意思決定、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を行いました。

監査等委員会は19回開催し監査方針・監査計画に基づき、監査に関する重要な報告を行い活発な議論を行いました。また、監査等委員は、取締役会や重要な会議に出席し、かつ、各取締役や会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況、内部統制の運用状況について確認いたしました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針
該当する事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針
該当する事項はありません。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,513,917	流 動 負 債	2,623,556
現金及び預金	339,700	買掛金	930,208
受取手形	1,878	未払金	979,655
電子記録債権	1,100	未払費用	503,454
売掛金	2,485,799	未払法人税等	11,289
商品及び製品	697,649	預り金	21,172
原材料及び貯蔵品	72,465	賞与引当金	157,391
前払費用	16,151	その他	20,385
短期貸付金	7,364,035	固 定 負 債	42,151
未収入金	497,164	繰延税金負債	25,258
その他	37,972	その他	16,892
固 定 資 産	1,234,836	負 債 合 計	2,665,708
有 形 固 定 資 産	452,845	純 資 産 の 部	
建物	158,083	株 主 資 本	10,078,262
減価償却累計額	△7,880	資本金	1,491,350
工具、器具及び備品	756,193	資本剰余金	1,749,600
減価償却累計額	△453,549	資本準備金	1,749,600
無 形 固 定 資 産	3,330	利益剰余金	6,844,318
ソフトウェア	1,429	利益準備金	189,785
その他	1,900	その他利益剰余金	6,654,532
投 資 そ の 他 の 資 産	778,660	繰越利益剰余金	6,654,532
投資有価証券	58,310	自己株式	△7,005
関係会社株式	5,200	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,783
破産更生債権等	10,845	その他有価証券評価差額金	4,783
前払年金費用	657,435		
その他	57,714	純 資 産 合 計	10,083,045
貸倒引当金	△10,845	負 債 純 資 産 合 計	12,748,753
資 産 合 計	12,748,753		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,188,033
売上原価		6,571,052
売上総利益		4,616,981
販売費及び一般管理費		3,747,824
営業利益		869,156
営業外収益		
受取利息	11,779	
受取手数料	12,901	
受取補償金	1,236	
雑収入	49,548	
その他	2,335	77,801
営業外費用		
為替差損	5,098	5,098
経常利益		941,859
特別損失		
本社改装費用	73,648	73,648
税引前当期純利益		868,210
法人税、住民税及び事業税	306,887	
法人税等調整額	△11,202	295,684
当期純利益		572,526

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年 1月 1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2022年1月1日残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,505,385	7,695,170
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,423,378	△1,423,378
当期純利益					572,526	572,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△850,852	△850,852
2022年12月31日残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	6,654,532	6,844,318

項 目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年1月1日残高	△7,005	10,929,114	3,666	3,666	10,932,780
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,423,378			△1,423,378
当期純利益		572,526			572,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,117	1,117	1,117
事業年度中の変動額合計	-	△850,852	1,117	1,117	△849,734
2022年12月31日残高	△7,005	10,078,262	4,783	4,783	10,083,045

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

ただし、2016年4月以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3～18年

工具、器具及び備品

3～15年

無 形 固 定 資 産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の年度末賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、潤滑油の販売を主な事業内容としており、これら製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

[会計方針の変更に関する注記]

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は83,432千円減少し、販売費及び一般管理費は83,432千円減少しております。

また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[収益認識に関する注記]

当社はカーショップ、ホームセンター、タイヤショップを主な対象とする「コンシューマー」向け市場と、国内のカーディーラー、輸入車のカーディーラー及び自動車整備工場を主な対象とする「B to B」向け市場に製品を販売しております。

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
コンシューマー	5,189,368千円
B to B	5,971,939千円
その他	26,725千円
外部顧客への売上高	11,188,033千円

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「[重要な会計方針に係る事項に関する注記] 5 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ①契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。
- ②残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

[貸借対照表に関する注記]

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 10,074千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

販売費及び一般管理費 559,823千円
営業外収益 45,658千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度末株式数
発行済株式	
普通株式 (株)	22,975,189
自己株式	
普通株式 (株)	17,474

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	895,350	39.00	2021年12月31日	2022年3月25日
2022年8月5日 取締役会	普通株式	528,027	23.00	2022年6月30日	2022年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについて

2023年3月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益 剰余金	528,027	23.00	2022年12月31日	2023年3月24日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	66,161千円
賞与引当金	48,193千円
未払事業税	5,241千円
敷金	20,687千円
未払金	1,649千円
その他	36,812千円
繰延税金資産小計	178,744千円
評価性引当金	△584千円
繰延税金資産合計	178,159千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△201,306千円
その他有価証券評価差額金	△2,111千円
繰延税金負債合計	△203,417千円
繰延税金負債純額	△25,258千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については、短期運用の預金等に限定しており、資金調達については、自己資金において賄っております。受取手形、電子記録債権及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。短期貸付金は、bpグループのインハウス・バンクを運営しているビーピー・インターナショナルに対するものであります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	58,310	58,310	—
(2) 破産更生債権等	10,845	10,845	—
貸倒引当金 (※)	△10,845	△10,845	—
	—	—	—
資産計	58,310	58,310	—

(※) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「短期貸付金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	5,200

(注)3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	339,472	—	—	—
受取手形	1,878	—	—	—
電子記録債権	1,100	—	—	—
売掛金	2,485,799	—	—	—
短期貸付金	7,364,035	—	—	—
未収入金	497,164	—	—	—
合計	10,689,450	—	—	—

破産更生債権については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	58,310	—	—	58,310
資産計	58,310	—	—	58,310

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 当社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	カストロール・リミテッド	イギリス（パンクボーン）	7百万ポンド	潤滑油事業全般	（被所有）直接 53.3 間接 11.6	商標・製造・販売に関するライセンス契約の締結	ロイヤリティの支払	559,823	未収入金	10,074

(注) 当社とカストロール・リミテッドの間には Castrol 及びbpブランド製品に関する「Lubricant Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」が締結されており、ロイヤリティを支払っております。

2. 当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーピー・インターナショナル・リミテッド	イギリス(ロンドン)	33,538百万ポンド	石油事業全般	—	金銭貸借契約を締結	利息の受取	11,779	短期貸付金	7,364,035
									未収利息	2,480

(注) ビーピー・インターナショナル・リミテッドは、ビーピー・ピーエルシーが100%所有している会社であり、bpグループ間の取引に関する決済及びbpグループの資金運用を行う機関として機能しております。
 なお、資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	439円20銭
1 株当たり当期純利益	24円93銭

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用を計算しております。

また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は複数事業主制度に基づくものであり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができるため、簡便法を適用した確定給付制度として記載しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	701,600千円
退職給付費用	△110,368千円
制度への拠出額	66,203千円
前払年金費用の期末残高	<u>657,435千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	732,209千円
年金資産	△1,389,644千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△657,435千円</u>

前払年金費用	<u>△657,435千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△657,435千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	110,368千円
----------------	-----------

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

ビーピー・カストロール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 基之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 直明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビーピー・カストロール株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な調査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

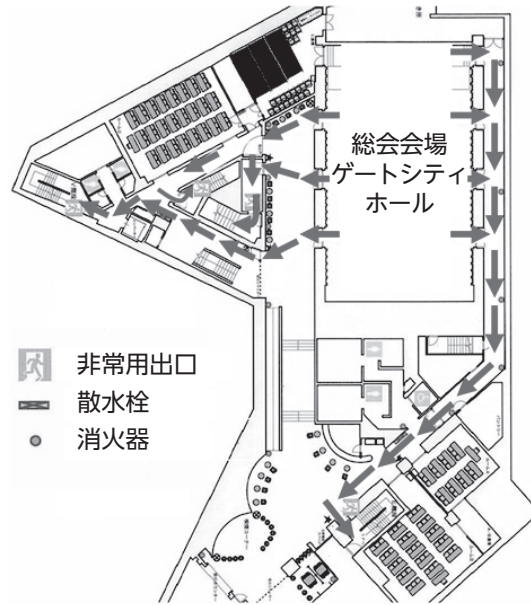
2023年3月1日

ビーピー・カストロール株式会社 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）	栗井 佐知子	㊞
監査等委員（社外取締役）	松竹 直喜	㊞
監査等委員（社外取締役）	望月 文夫	㊞

以上

避難経路のご案内



避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

一時避難場所：ノースガーデン（1F）

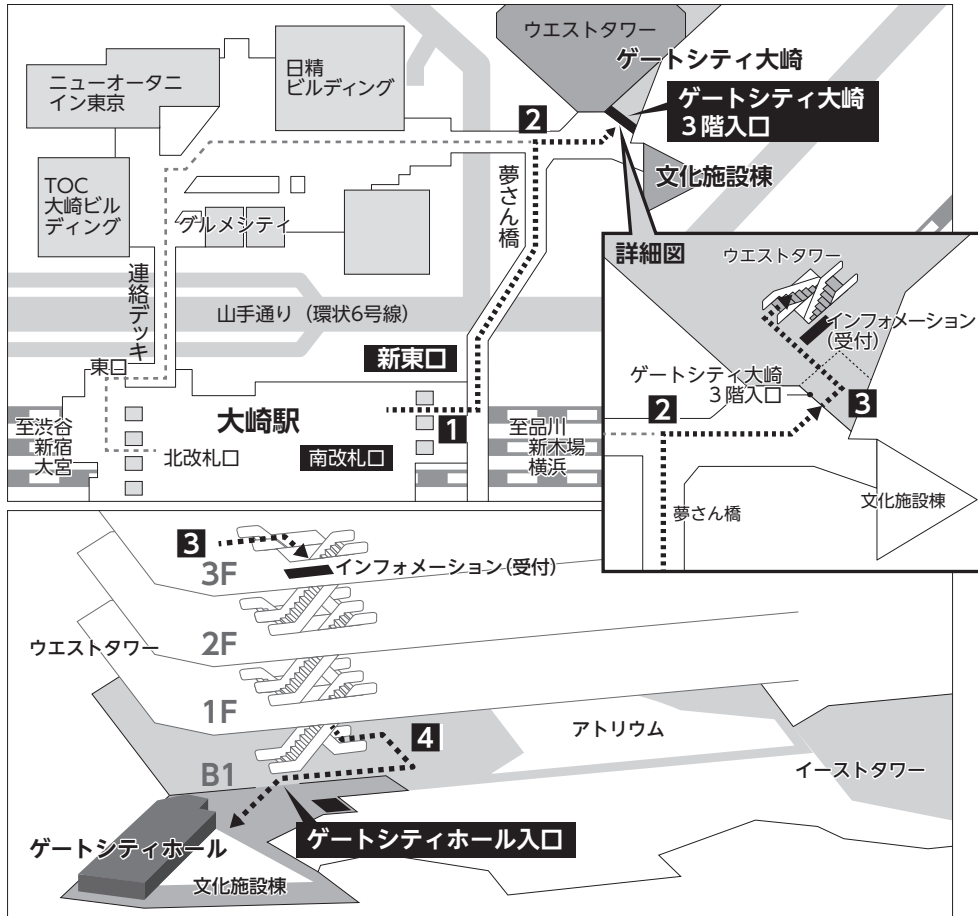
その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内もご確認いただきますようお願い申し上げます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号
 ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール

交通：JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線
 「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩2分



ゲートシティホールへは、
 右記①～④の手順で
 お進みください。

- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
- ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。※3階となります。
- ③ 入って左手正面のインフォメーション(受付)裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
- ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただくとゲートシティホール入口となります。

